

〈第4章〉 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり

第1節 環境保全の活動の推進

第2節 ごみ処理と環境対策の推進

第3節 安全に配慮した幹線・生活道路の整備と交通手段の確保

第4節 誰もが住みよい市街地整備の推進

第5節 上下水道の整備推進

第6節 交通安全対策の充実

第7節 防災と消防・救急体制の充実



第1節 環境保全の活動の推進

【5年後の茨城町が目指す姿(目標像)】

- 広域的な環境保全活動の拡充
- 地球環境保全への意識向上

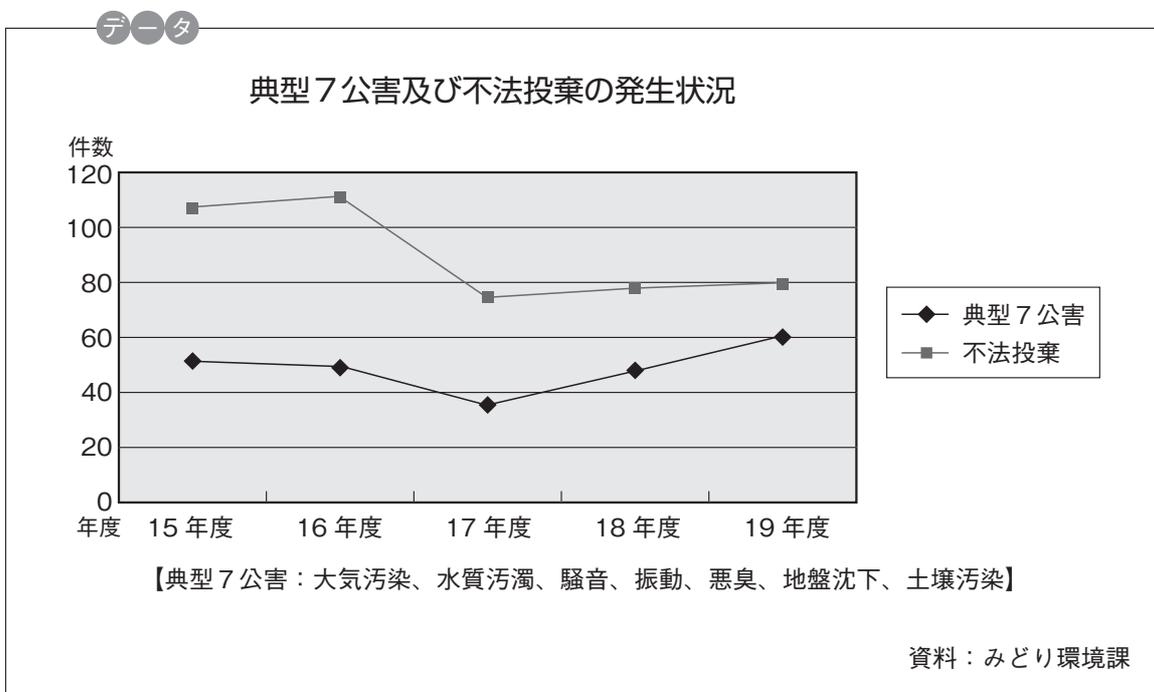
【現況と課題】

今日の環境問題は、社会的に大きな問題となっています。特に、水質汚濁や地球温暖化などの対策を推進していかなければなりません。

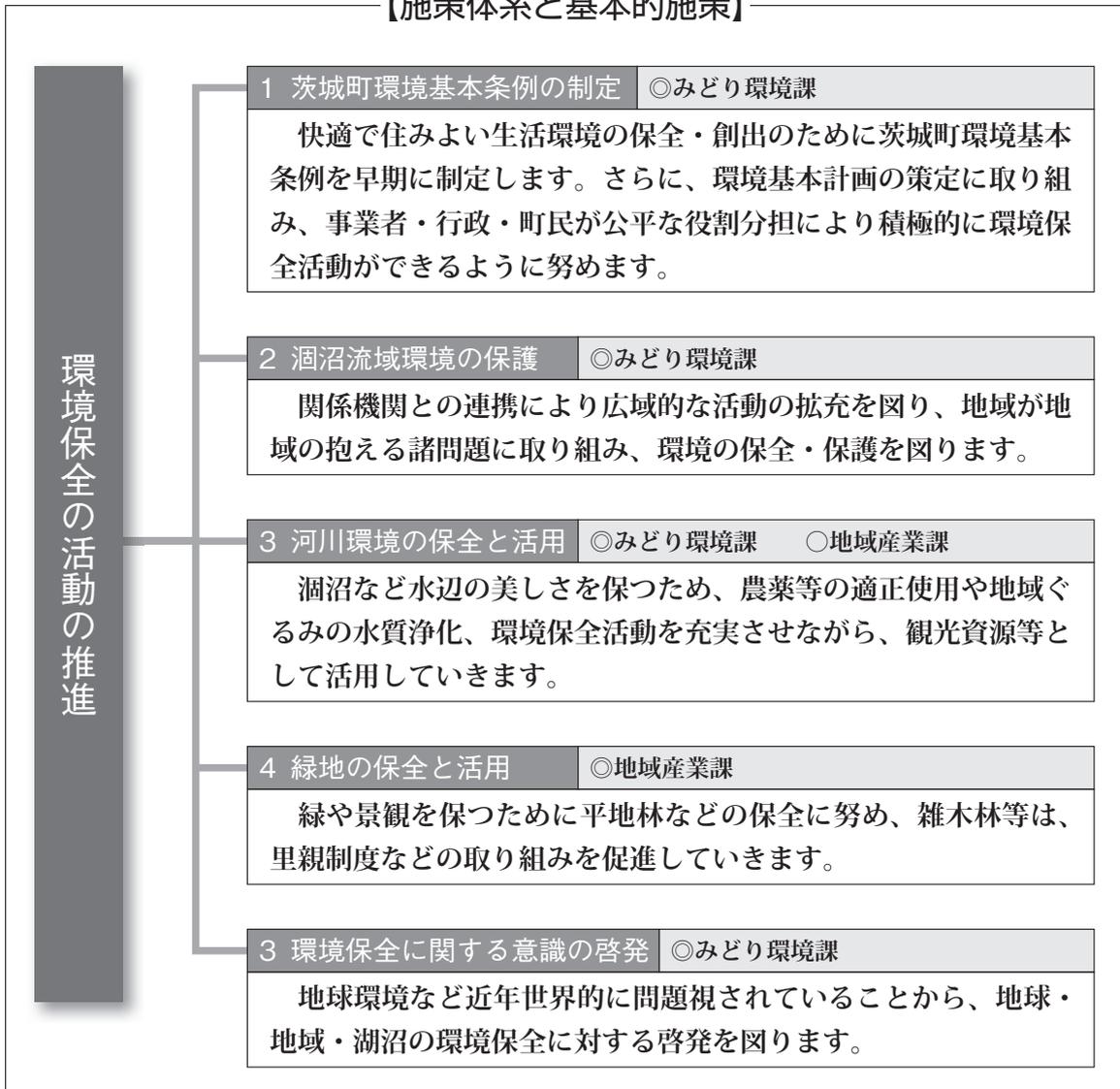
本町でも、住みよい環境を保ち**地球温暖化対策**^{★15}のさらなる推進を図るため、「第二次温室効果ガス排出抑制実行計画」を策定しました。今後は、澗沼の浄化についてもクリーンアップひぬまと広域的な連携による水質浄化の推進を図る必要があります。

自然に恵まれた環境を保全していくには、広報紙等を活用し広域的に啓発をするとともに、地域ごとに自然環境の大切さを考え、さらに全町で活動していくことが必要です。

また、生活排水や農薬の使用軽減などの対策を講じ、河川や地下水の水質保全と活用をしていくことも大切です。



【施策体系と基本的施策】



【主要な事業】

- ①環境基本条例の制定
- ②地域住民・事業所等による清掃活動

【成果指標】

	平成 19 年(現状値)	平成 24 年度目標
湖沼のCOD ^{★16} 値	6.6mg/ℓ	5.5mg/ℓ
	平成 18 年(現状値)	平成 24 年度目標
温室効果ガス総排出量	4018.2 トン	3857.4 トン

第2節 ごみ処理と環境対策の推進

【5年後の茨城町が目指す姿(目標像)】

- ごみの減量化（マイバッグ利用を含む）
- 資源ごみ活用の向上
- 騒音測定箇所の拡充

【現況と課題】

本町のごみの排出量はここ数年横ばい状況で、引き続きごみ減量化に向けた諸対策が必要となっています。一方、近年では大型店の協力等によりレジ袋の削減やマイバッグ運動も進んでおり効果をあげています。また、不法投棄については、依然として後を絶たない状況にあります。

地球環境の保全の観点から、資源を再利用する循環型社会を構築することが求められています。そのため、資源作物の利用や紙・建築廃材などの廃棄物の削減・再利用、ごみの分別収集や資源ごみのリサイクルについての啓発が重要です。また、不法投棄の監視強化をしていくことが必要です。

データ

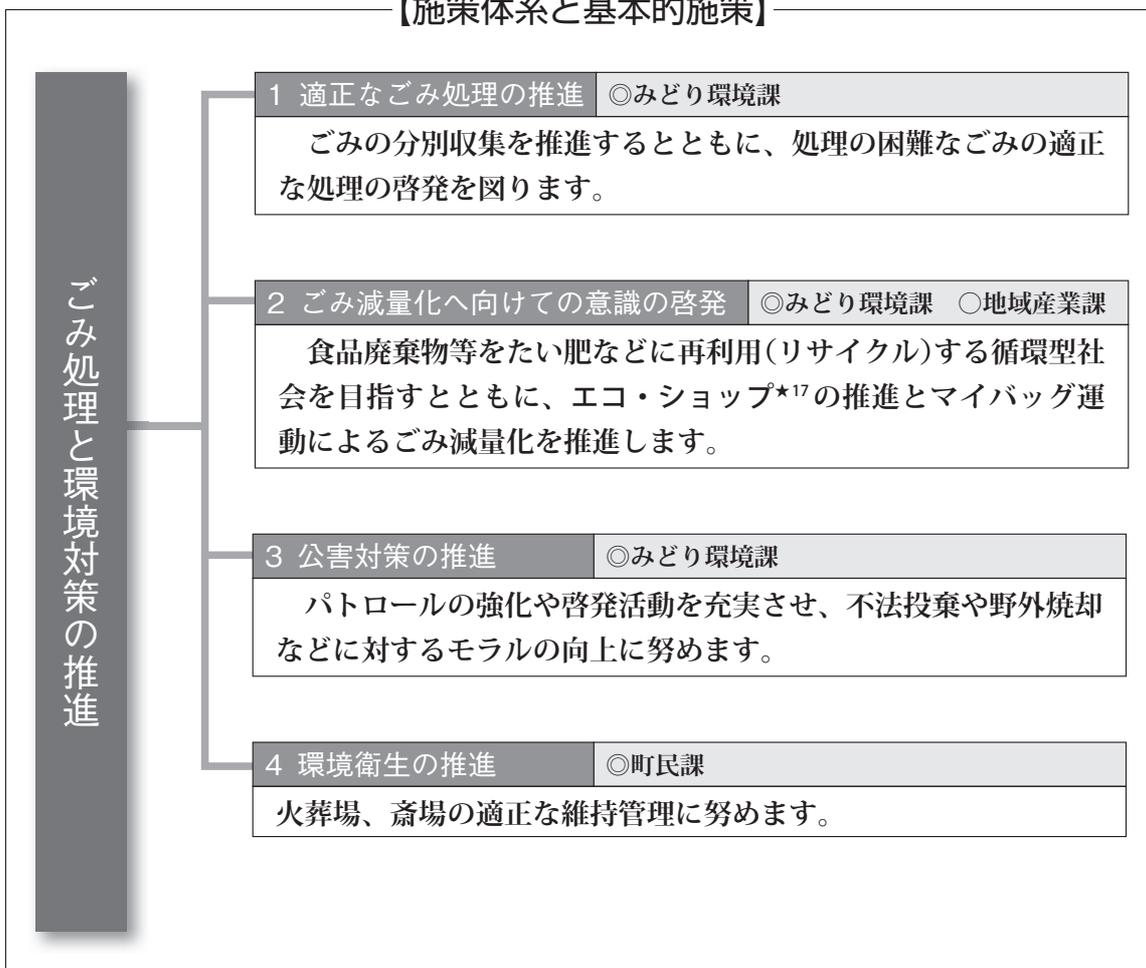
ごみ排出量の推移

(単位：トン)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
可燃	7,711	7,706	7,797	8,132	8,161
不燃	1,182	1,106	1,037	1,003	966
計	8,893	8,812	8,834	9,135	9,127

資料：みどり環境課

【施策体系と基本的施策】



【主要な事業】

- ①エコ・ショップ*17の推進(リサイクル活動、事業所のごみ減量化)
- ②不法投棄・野外焼却のパトロールや啓発活動の充実
- ③収集ごみのリサイクルの推進(多種分別収集)

【成果指標】

	平成18年(現状値)	平成24年度目標
町民1人当たりのごみの量	257kg	237kg
公害苦情件数	201件	180件

第3節 安全に配慮した幹線・生活道路の整備と交通手段の確保

【5年後の茨城町が目指す姿(目標像)】

- 住民参加による道路網計画の策定の確立
- 生活道路や幹線道路の維持・補修の充実
- 交通弱者対策の強化

【現況と課題】

町道の平成19年度末現況は延長933km、改良率16%、舗装率64%となっており、改良率が低い状況にあります。また、県道の整備状況は改良率51.9%、舗装率100%ですが、県道及び町道とも狭隘な箇所が多くあり早期解消が望まれています。

茨城町の観光拠点となる涸沼周辺や水戸医療センター・茨城中央工業団地などへアクセスする県道の整備促進、さらに町道を計画的に整備し道路ネットワークを確立することが課題となっています。

国道については、暫定2車線区間が約7割を占め交通渋滞の原因となっていることから町内全区間の4車線化を要望していきます。

都市計画道路は、総延長63.3km、改良済延長23.7km、改良率37.4%であり、県内の改良率51.9%、水戸勝田都市計画区域内の改良率57.1%に比べ低いことから計画的に整備する必要があります。

町道については、計画的な道路改良工事と併せて、生活の安全を確保するため狭隘道路の解消、現道の維持補修が必要です。

近年路線バスの便数の減少や路線廃止が進んでおり、交通弱者である高齢者や児童・生徒などの利便性を確保するため、新たな移動手段(デマンド型交通システム^{★18}など)の検討や公共交通事業者との協議を行っていく必要があります。

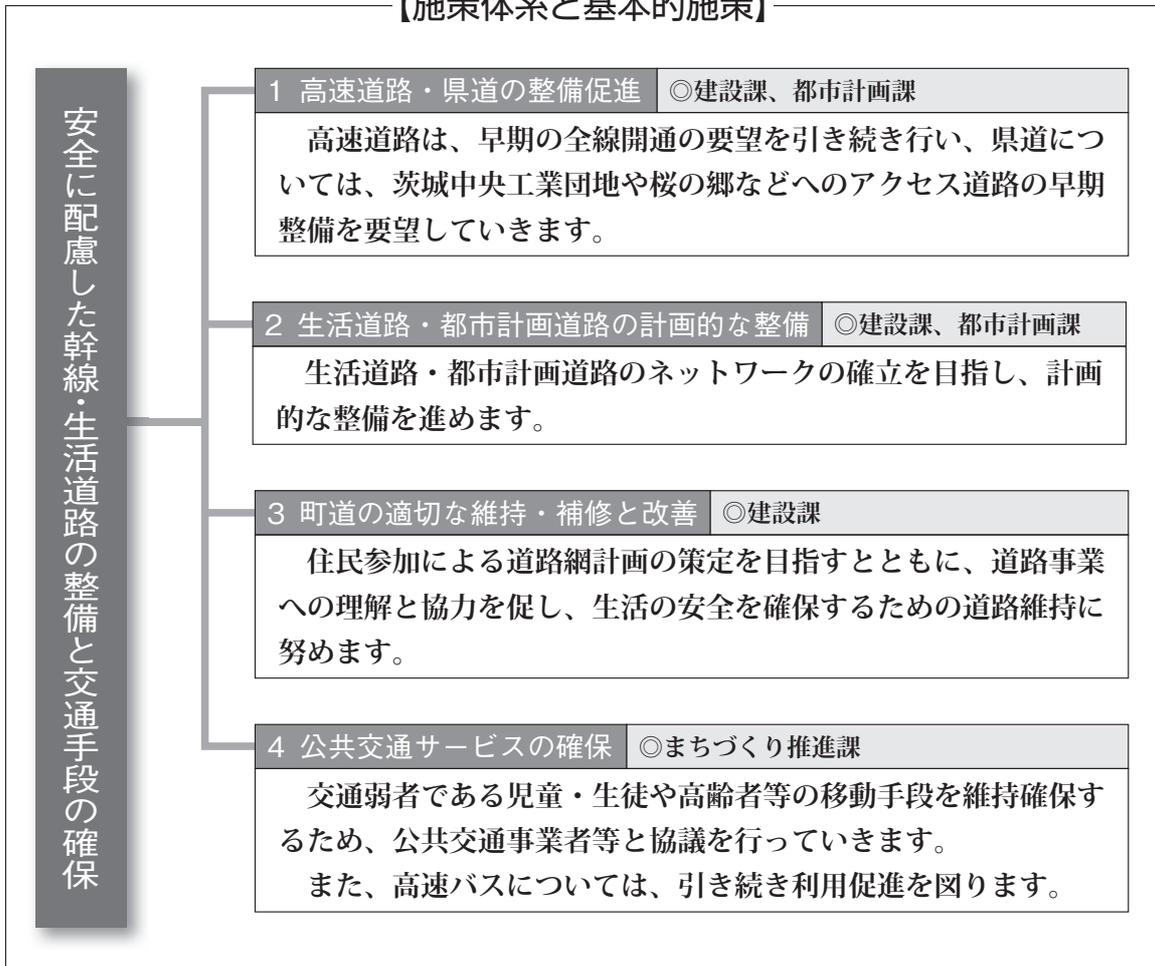
データ

都市計画道路整備状況

	路線数	延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)
高規格道路	3	18,270	9,410	51.5
国 道	1	9,800	2,830	28.9
県 道	9	28,340	8,440	29.8
町 道	6	6,860	3,010	43.9
合 計	19	63,270	23,690	37.4

資料：都市計画課

【施策体系と基本的施策】



【主要な事業】

- ①狭隘道路の整備事業
- ②信号機・街路灯等の整備事業
- ③公共交通事業者との協議
- ④都市計画道路整備事業

【成果指標】

	平成 19 年(現状値)	平成 24 年度目標
都市計画道路改良率	37.4%	44.3%

第4節 誰もが住みよい市街地整備の推進

【5年後の茨城町が目指す姿(目標像)】

- 生活環境改善整備
- 住民参加型の地区整備計画の策定
- 新市街地の幹線道路網整備

【現況と課題】

現市街化区域は、自然発生的な路線型集落を基盤としているため、都市基盤の整備が不十分なまま市街化が進行しています。

住工商混在が問題となっている前田・長岡地区については、住宅地と業務用地等が共存できる計画的な複合市街地の整備を目指し、住民参加型の地区整備計画を策定し、地区の特性に合わせた生活環境改善整備を行います。

桜の郷地区は、水戸医療センターを核に福祉社会に対応するまちづくりのモデル地区として整備されており、現在東側事業地の幹線道路等の整備を進めています。今後は、「桜の郷」整備事業の進捗に伴う都市施設等の整備も検討する必要があります。

データ

都市計画(用途地域)一覧

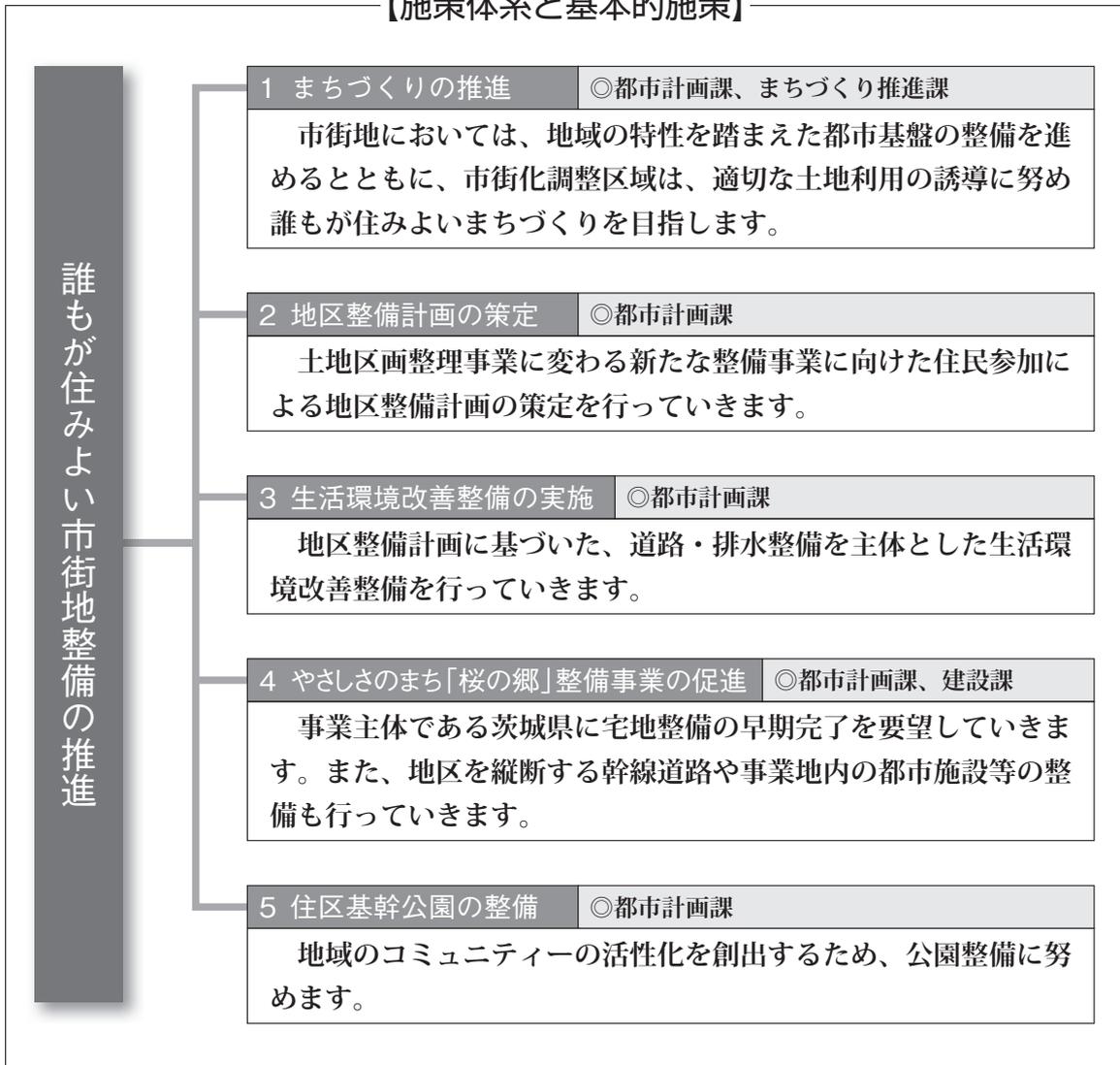
(平成 19.11.26)

種 類		面積 (ha)	構成比 (%)	趣 旨 等	
都市計画区域 (水戸・勝田都市計画区域内)		12,164	—	町内全域	
市街化区域		503	100.0	優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	
用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	144	28.6	低層住宅のための良好な住居の環境を保護するための地域
		第2種低層住居専用地域	11	2.2	主として低層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域
		第1種中高層住居専用地域	7	1.4	中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域
		第2種中高層住居専用地域	0	0.0	主として中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域
		第1種住居地域	46	9.1	住居の環境を保護するための地域
		第2種住居地域	22	4.4	主として住居の環境を保護するための地域
		準住居地域	6	1.2	道路の沿道として地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域
	商業系	近隣商業地域	8	1.6	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、その他の業務の利便を図る地域
		商業地域	0	0.0	主として商業その他の業務の利便を増進するための地域
	工業系	準工業地域	78	15.5	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を図る地域
工業地域		67	13.3	主として工業の利便を増進するための地域	
工業専用地域		114	22.7	工業の利便を増進させる地域	
市街化調整区域	用途地域の指定なし	11,661		市街化を抑制し、農地や自然環境を保護するための区域	

都市計画法による「区域区分」を定めた日(線引日)昭和49年8月20日

資料：都市計画課

【施策体系と基本的施策】



【主要な事業】

- ①生活環境改善整備
- ②地区整備計画の策定
- ③都市計画道路 下郷・大山原線の整備
- ④「桜の郷」地区内未整備地の早期整備

第5節 上下水道の整備推進

【5年後の茨城町が目指す姿(目標像)】

- 下水道の事業認可区域の整備推進
- 石綿セメント管・老朽管の更新
- 広域的な水質浄化活動の拡充

【現況と課題】

上水道は、町民の日々の生活に直結し、健康で文化的な生活を支えるために必要不可欠です。現在、上水道未給水地区を早期に解消するために、計画的に配水管整備を実施するとともに、給水区域内の水道未加入者に対し水道の利用を勧めています。

今後とも安全でおいしい水を安定して供給するため、水質や水圧の管理に努めることはもとより、施設の整備や老朽管の更新を図っていく必要があります。

経営面では、適切な水の管理に努め、経営の健全化を推進し効率的な事業運営に努める事が求められます。

本町は、農地や平地林を残した自然環境に恵まれた地域であり、水辺の美しい涸沼には、一級河川(涸沼川等7河川)、準用河川(渋川等10河川)から生活排水などが流れ込みます。その水質を改善するため、汚水処理を公共下水道・農業集落排水や合併処理浄化槽等によって行う必要があります。公共下水道事業は、1,510ha・27,686人の処理を行う計画で事業を進めており、市街化区域やその周辺において、汚水326ha・9,360人、雨水74haの事業認可を受け、整備を進めています。また、農業集落排水事業は、15,711人の処理を行う計画で、3地区253.9ha・5,490人の整備が完了し、更に、1地区1,750人の処理施設の整備を推進しています。

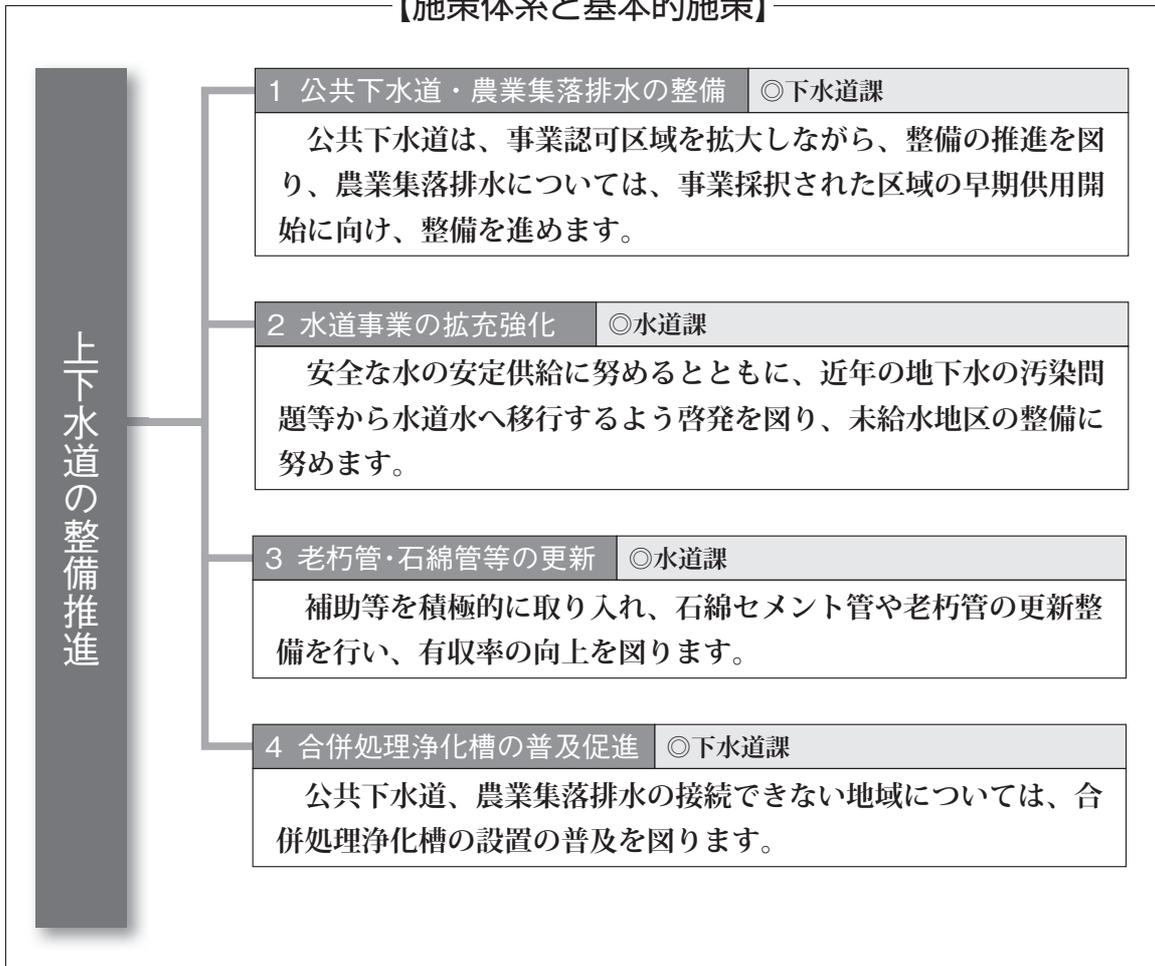
データ

上水道事業の推移

区 分	年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
		給水区域内人口	(人)	34,859	34,809	34,861
給 水 人 口	(人)	30,180	30,116	30,161	31,168	30,778
普 及 率	(%)	86.6	86.5	86.5	89.5	88.5
1日最大配水量	(m ³ /日)	11,740	11,173	11,471	11,640	11,208
年 間 配 水 量	(m ³)	3,524,552	3,445,409	3,490,328	3,708,247	3,553,401
1日平均配水量	(m ³ /日)	9,656	9,442	9,563	10,160	9,735
年間総有収水量	(m ³)	2,852,435	2,881,256	2,974,253	3,107,139	2,982,381
有 収 率	(%)	80.9	83.6	85.2	83.8	83.9

資料：水道課

【施策体系と基本的施策】



【主要な事業】

- ①生活排水の処理対策事業(公共下水道・農業集落排水、合併処理浄化槽設置の普及)
- ②計画的な配水・給水管の更新事業

【成果指標】

	平成19年(現状値)	平成24年度目標
上水道有収率	84.4%	91.4%
下水道・集落排水普及率	24.2%	31.4%

第6節 交通安全対策の充実

【5年後の茨城町が目指す姿(目標像)】

- 町民の交通安全意識の向上
- 交通安全教育の充実
- 安全な道路交通環境の創出

【現況と課題】

本町の道路交通を取り巻く状況は、近年の広域交通ネットワークの整備、住宅地造成の進捗及び大型店舗立地などの地域開発状況と、車両保有台数の高水準での推移及び高齢者人口の増加などの社会情勢の変動に伴い、複雑化する傾向にあります。

本町における交通事故発生状況をみると、死者数はピーク時の昭和62年に13人を記録しましたが、平成10年以降は一桁で推移し、平成18年には1人と着実に減少傾向が続いているものの、発生件数及び負傷者数は平成18年でそれぞれ271件、354人となっており、増減を繰り返しながら推移する厳しい状況にあります。

今後の見通しでも、更に交通体系や社会状況の変化が顕著となり、交通死亡事故の当事者となる割合の高い高齢者人口と高齢運転免許保有者の増加など、交通情勢に大きな影響を及ぼす要素が増すことが予想されることから、交通事故防止に向けて町民と一体となった運動の展開が必要不可欠です。

このことから、関係機関・団体と連携しての広報啓発活動、交通安全教育などを活発に展開することにより町民一人ひとりの交通安全に対する意識の向上を図るとともに、交通安全指導の強化、交通安全施設の整備を促進するなど、安全で安心できる交通社会の実現を目指し、各種施策を推進することが必要です。

データ

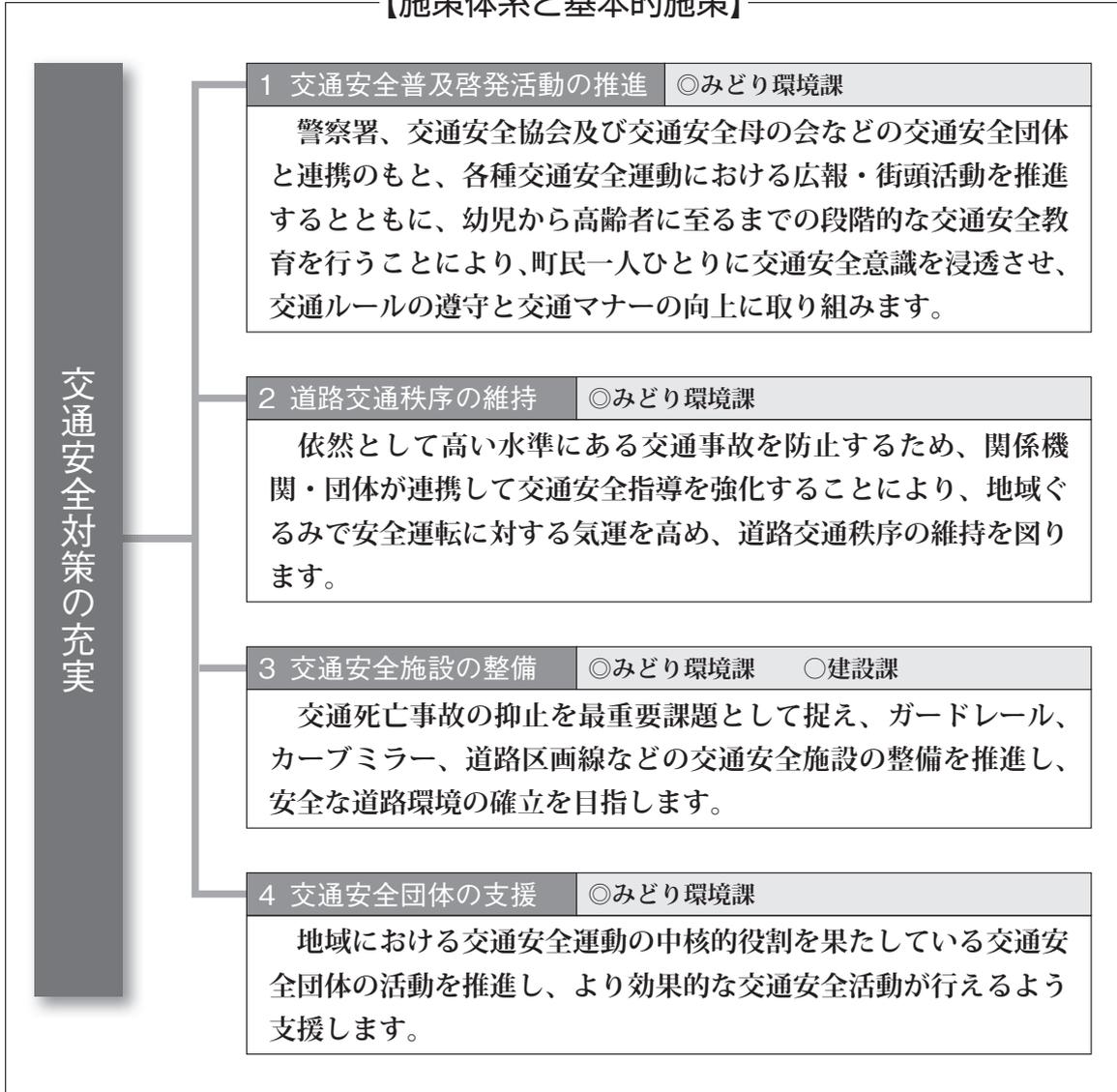
自動車保有台数と交通事故の状況(町)

(単位：台、件、人)

	自動車保有台数	事故発生件数	死者数	負傷者数
平成14年	36,923	254	6	334
平成15年	37,201	242	4	327
平成16年	37,297	290	3	386
平成17年	32,888	305	1	407
平成18年	33,411	271	1	354

資料：みどり環境課

【施策体系と基本的施策】



【主要な事業】

- ①交通事故防止県民運動の推進
- ②交通安全教育の推進
- ③交通安全施設整備事業
- ④交通安全団体の育成・支援
- ⑤県民交通災害共済の加入推進

【成果指標】

	平成 18 年(現状値)	平成 24 年目標
交通事故発生件数	271 件	死亡事故ゼロ 500 日達成 年間交通事故件数 230 件以下

第7節 防災と消防・救急体制の充実

【5年後の茨城町が目指す姿(目標像)】

- 消防施設の整備
- 救急救命士の確保
- 防災体制の強化

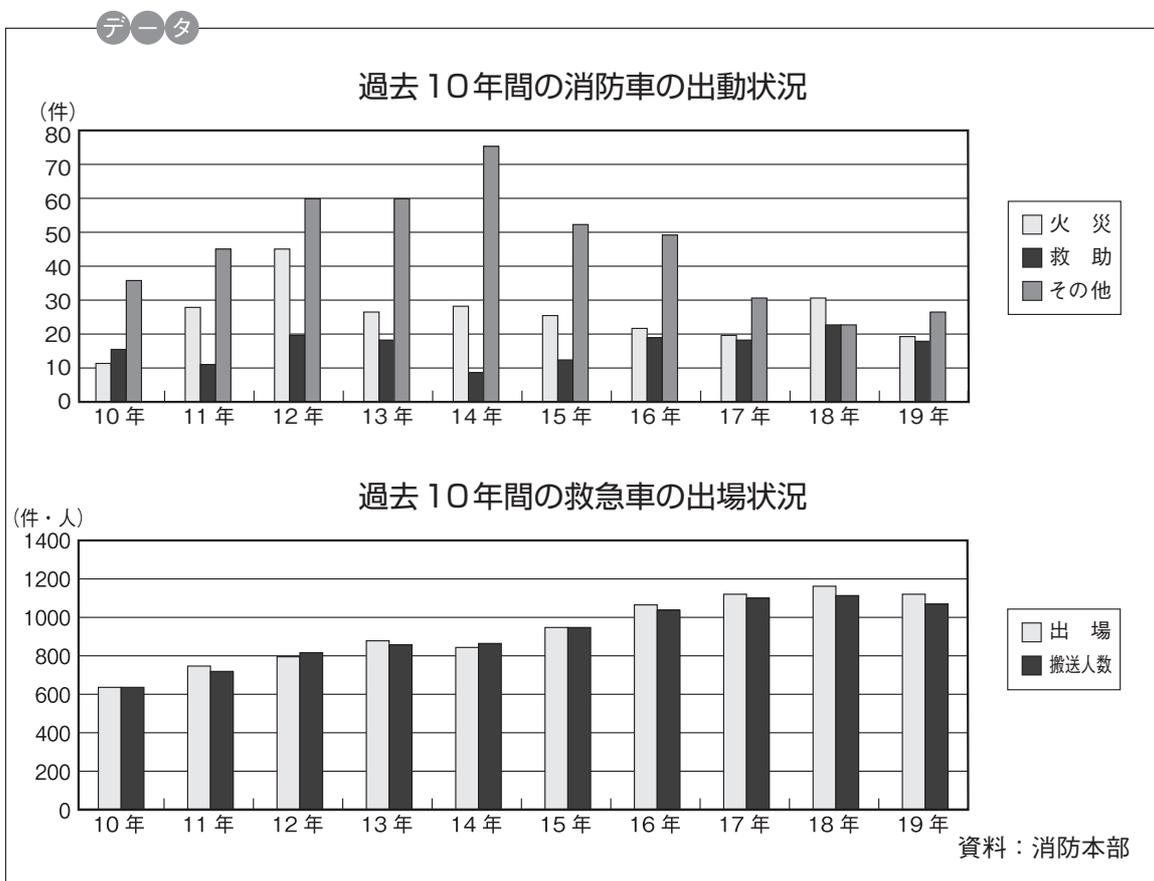
【現況と課題】

町民が安全で安心して生活するには、災害の被害を最小限に抑えることが必要です。災害発生時に迅速な対応をするために、資機材等の備蓄や救援活動の支援体制を確保することが大切です。

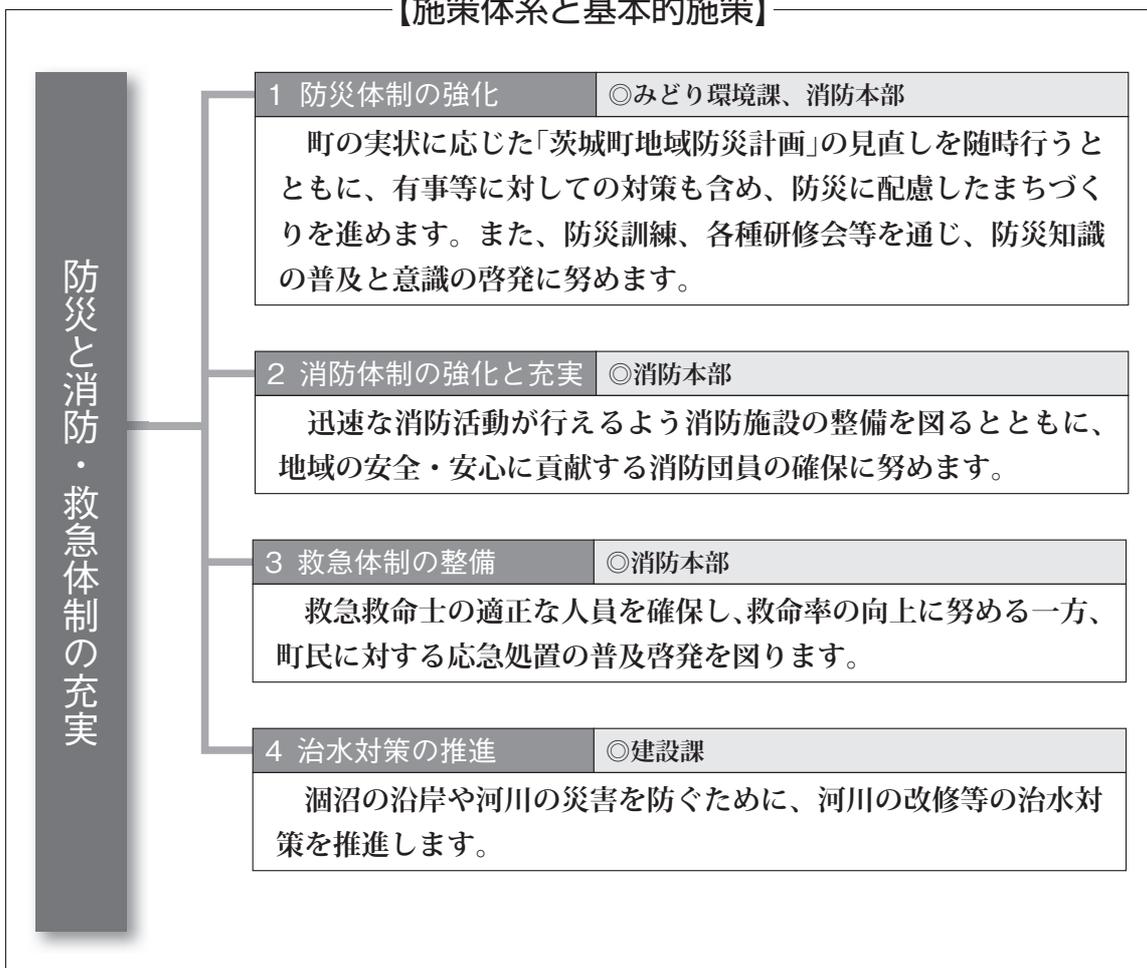
また、高齢化社会の進展や事故・災害等の増加に対応できる消防防災体制の充実も大切です。

県内において、平成11年臨界事故が発生し、原子力施設の安全対策の充実・防災対策の強化を図ることが重要となっています。

平成16年6月「武力攻撃事態等における国民の保護の措置に関する法律」が施行され、隣接市町に百里飛行場や原子力施設があるため、町では、平成19年3月に策定した「茨城町国民保護計画」に基づき、武力等の攻撃に際しての避難住民の誘導・救援や災害への対処等を行い、町民の生命や財産の保護に努めます。



【施策体系と基本的施策】



【主要な事業】

- ①緊急車両等の整備
- ②防災対策の整備強化
- ③消防の広域化の促進

【成果指標】

	平成19年(現状値)	平成24年度目標
自主防災組織の組織数	38組織	資機材の維持及び更新を図り、現状の組織数を維持していく。
救急救命士	6人	10人